

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成29年4月24日（月）

担当課：文化スポーツ部 図書・学び交流課

件 名：大和市生涯学習センター条例の一部改正について

提出理由：中央林間地区街づくりビジョンに基づく子どものプレイルームや体育施設などを備えた学習センターの整備、それに伴う地区館の整理及び管理運営手法の見直しにより、大和市生涯学習センター条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- 本市では、中央林間地区街づくりビジョン及び旧市営緑野住宅跡地施設整備基本計画（以下「整備計画」という。）により、中央林間地区への子どものプレイルームや体育施設を備えた学習センターの整備に加え、その施設の管理運営の基本的な考え方を明らかにしてきた。
- また、文化創造拠点シリウスに大和市生涯学習センターを移転開館し、指定管理者による運営となつて以降、多くの方に利用いただくなど、良好に運営されている。

2. 基本的な考え方

- （仮称）中央林間学習センターとしての施設は整備計画においても指定管理者制度を活用する考えが示されており、開館当初から指定管理者による運営としていく。
- 各地域への均一な生涯学習サービスの提供や効率的な施設運営等の観点から、生涯学習センター全館の一体的な管理運営を行うべく、平成31年度当初からは、全学習センターに指定管理者制度を導入する。
- なお、（仮称）中央林間学習センターの設置による学習センターの配置バランスを踏まえ、林間学習センターを廃止し、その役割を（仮称）中央林間学習センターが担うものとする。

3. 条例の主な改正内容

(1) 新しい学習センターの名称及び位置

名称：（仮称）中央林間学習センター

位置：大和市中央林間一丁目3番1号

(2) 学習センターの廃止

- 林間学習センターを廃止する。

(3) 指定管理者による管理

- 学習センターの指定管理に関わる事項については、学習センターの一体的な管理運営のため、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（以下「手続き条例」という。）を一部改正し、平成32年度までは、大和市生涯学習センターと同じ指定管理者を選定していくこととする。

(4) 休館日及び開館時間

休館日：1/1～3、12/29～31（つきみ野学習センター及び桜丘学習センターは平成31年度から実施）

開館時間：午前9時から午後9時30分まで

(5) 利用料金

①利用料金設定の考え方

- （仮称）中央林間学習センターの利用料金は、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らしながら、直近に開館した文化創造拠点シリウスの利用料金を考慮して設定する。
- つきみ野学習センター、桜丘学習センター及び渋谷学習センター（以下「3館」という。）の利用料金は、現使用料を利用料金の上限額とし、附属設備及び備品の利用料金の上限額を新たに定める。

②施設利用料金（（仮称）中央林間学習センター）

室名		上限額	室名	上限額
会議室1		1,000円	アリーナ	全面 3,600円
会議室2		1,600円		1/2 1,800円
会議室3		1,300円		個人利用 区分に応じて 大人250円 小人100円
会議室4		900円		
会議室5		1,000円		
多目的室	会議室6	1,500円		
	会議室7	1,900円		
	会議室8	1,500円		

※利用料金は2時間毎の金額（アリーナの個人利用は3時間毎）

③附属設備及び備品（学習センター共通）

種別	単位：上限
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位1回につき 500円

④駐輪場（（仮称）中央林間学習センター）

区分	金額	1日1回の上限
自転車	360分までごとに 100円	200円

(6) 駐輪場の入出場可能時間（（仮称）中央林間学習センター）

- 午前8時15分から午後9時45分までとする。

4. 条例施行日

- H29.10：指定管理に関わる事項の規定（生涯学習センター条例、手続き条例）
- 同上：手続き条例の条文等を引用している関係条例の改正
- H30.8：林間学習センターの廃止、（仮称）中央林間学習センターの設置及び指定管理者による管理運営の開始（生涯学習センター条例）
- H31.4：3館における指定管理者による管理運営の開始に伴う規定（生涯学習センター条例）

経 過

H27.10 中央林間地区街づくりビジョン策定

H28.4 整備計画の策定

H28.11 シリウスの指定管理者の指定

今後の予定

H29.5 市民意見公募手続の実施

H29.6 教育委員会定例会（社会教育委員会議への諮問案付議）

H29.7 社会教育委員会議（諮問・答申）

H29.7 教育委員会定例会（委員会へ改正案付議）

H29.8 改正条例議案提出

H29.10 改正条例一部施行

H29.11 指定管理者の指定議案提出（（仮称）中央林間学習センター）

H30.8 （仮称）中央林間学習センター開館

H30.11 指定管理者の指定議案提出（3館）

H31.4 3館の指定管理者による運営
改正条例施行